# 一般競争入札公告

下記のとおり公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

社会福祉法人 蓬莱会理事長 湖山 泰成

### 1. 入札に付する事項

- (1) 入札名称 特別養護老人ホームこころ三芳 給食業務委託入札
- (2) 入札場所 埼玉県入間郡三芳町大字北永井946-1
- (3) 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日(1年0ヶ月)
- ※ 双方からの申出がない場合は、契約期間満了後1年間に限り自動更新を行うものとする。

# 2. 入札方法等

- (1) 入札方法 公募型プロポーザル【一次審査(入札)及び、二次審査(試食会)】
- (2) 予定価格 非公表
- (3) 最低制限価格 設定しない
- (4) 入札保証金 無
- (5) 契約書の作成 要

# 3. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 災害危機の際であっても、業務委託を遂行できる保証があること。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づ く入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (6) 埼玉県内の福祉施設で過去5年以内に受託実績を有すること。
- (7) 埼玉県内で過去5年以内に食中毒等の事故を出し、業務停止処分を受けていないこと。
- (8) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。

#### 4.入札参加資格申請受付及び、結果通知について

- (1) 配布期間 令和2年1月16日(木)~令和2年1月23日(木)
- (2) 配布方法 電話連絡の上、下記(8)にて直接配布
- (3) 配布資料 入札参加申請書
- (4) 受付期間 令和2年1月17日(金)~令和2年1月23日(木)
- (5) 提出書類
  - ア 一般競争入札参加申請書 1通
  - イ 会社案内・会社経歴書 1通
  - ウ 直近5年間における、同様の実績を証する書類 1通
  - ※ 書式は特に指定しないが、業務先法人名、業務年月日等の記載は必須とする。 エ 担当者名刺
- (6) 提出方法 電話連絡の上、持参
- (7) 結果通知 入札参加資格審査の結果については、令和2年1月24日(金)にファクシミリまたは、Eメールにて通知し、原本は郵送する。入札参加資格審査を通過した者

については、入札資格審査結果通知とともに下記資料を郵送する。

- ア 仕様書
- イ 入札書
- ウ 委任状
- 工 辞退書
- 才 質疑書
- (8) 提出・問い合わせ先

〒354-0044 埼玉県入間郡三芳町北永井946-1

特別養護老人ホームこころ三芳 担当:細沼 政之

電話: 049-259-6018 FAX: 049-259-6021

E-mail: kokoromiyoshi@houraikai.or.jp

# 5. 質疑及び回答

質疑等がある場合には、以下の方法で行うこと。

(1) 質疑方法

指定の質疑書を使用して、FAX若しくはメールにて提出すること。

FAX: 049-259-6021, E-mail: kokoromiyoshi@houraikai.or.jp

- (2)質疑受付期間 令和2年1月27日(月)~令和2年2月3日(月) 午前12時まで ※質疑書は、FAX 若しくはメールにて受け付ける。
  - (3)回答方法

質疑書への回答は、令和2年2月6日(木)までに入札参加者全員に FAX にて通知する。

### 6. 審查方法

入札(一次審査)において予定価格内の応札があった業者には、試食会(二次審査)を行う。 審査の結果、最も評価点数の高い業者を選定する。

入札(一次審査)

- (1) 日時 令和2年2月19日(水)10時00分 時間厳守
- (2)場所 埼玉県入間郡三芳町大字北永井946-1特別養護老人ホームこころ三芳
- (3)提出する書類

ア 入札書 1通

イ 委任状

#### 試食会 (二次審查)

社会福祉法人蓬莱会で定められた評価基準に基づき、審査委員により評価を行う。但し、各評価項目の点数等は公開しないものとする。また、結果に対する異議は受け付けない。尚、一次審査通過者が複数いない場合については協議の上、二次審査を省略する場合もある。

- (1) 日時 下記のとおり
- (2)場所 埼玉県入間郡三芳町大字北永井946-1 特別養護老人ホームこころ三芳
- (3) 内容
- ① 試食会の食事は一口大・ソフト食・全粥の食事形態とし、昼食(材料費240円)を想定したものとすること。
- ② 試食会に参加する委託者の人数は5名とする。
- ③ 試食会は、上記記載委託場所の会議室にて行なう。
- ④ 試食会の準備にあたり、コンセントについては使用できるものとする。
- ⑤ 試食会開催時間の1時間前より開催場所にて準備をすることができる。
- ⑥ 試食会にかかる費用(食材費・調理代等)は、参加する者の負担とする。但し、試食会の会場費、電気代は委託者の負担とする。
- ⑦ 試食会の献立及び提案方法は、参加する者の裁量とする。

- ⑧ 試食会の日時については、一次審査の翌日から令和2年2月28日(金)までの間とし、 委託者との協議により定めることとする。
- ⑨ 受託した場合の管理費や仕様書で定める食材費で、現在提供している給食の写真(朝食、 昼食、おやつ、夕食)7日分を試食会当日に持参すること。
- (4) 結果の通知

審査結果は、後日参加者全員に文書にて通知する。

### 7. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で入札した者で、二次審査で最も評価の高かった者を落札者とする。
- (2)予定価格の範囲内で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。なお、初度入札で 最低制限価格に満たない者は再度入札に参加できないものとする。(再度入札は1回まで)
- (3) 上記(2) によっても落札者がいない場合は、①及び②の場合に限り、下記の条件を遵守 したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。この場合においては、二次審査は協 議の上、省略する場合もある。
  - ① 最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合(最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。)
  - ② 再度入札において、入札に応じる者が1者のみとなった場合。
    - 条件1. 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内であること。
    - 条件2. 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。
    - 条件3. 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。
    - 条件4.契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名(捺印) すること。

### 8. 入札に当たっての注意事項

- (1)代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 入札参加にあたっては入札日当日に入札金額内訳書を持参すること。また、初度入札における落札者は入札金額内訳書を提出すること。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額見積内訳書を後日提出すること。
- (5) 初度入札において入札参加者の数が1者であるときは、1回のみ入札を行うこととし、再 度入札は行わない。
- (6) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
  - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
  - ② 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
  - ③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
  - ④ 談合その他不正行為があったと認められる入札
  - ⑤ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
  - ⑥ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
  - ⑦ 次に掲げる入札をした者がした入札
    - ア 入札書の押印のないもの
    - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
    - ウ 押印された印影が明らかでないもの

- エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
- オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- キ 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- ⑧ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札
- (7) 一般競争入札参加申請書等の提出された書類は返却しない。
- (8) 入札に係る書類の作成及び提出に擁する費用は、提出者の負担とする。
- (9)入札参加者は入札後、この公告、仕様書等についても不明を理由として異議申し立てをすることはできない。

### 9. 契約方法等

(1) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた後とする。